

計画作成年度	平成27年度
計画主体	古殿町

古殿町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 福島県古殿町産業振興課
所在地 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原 31
電話番号 0247-53-4613
FAX 0247-53-3154
メールアドレス sangyo@town.furudono.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カルガモ、カラス、カワウ、アオサギ、ハクビシン、ダイサギ、コサギ、アナグマ
計画期間	平成28年度～平成30年度
対象地域	古殿町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(イノシシ、カルガモ、カラス、カワウは平成26年度・他は27年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	622千円 6.4ha
	馬鈴薯	510千円 1.5ha
	計	1,132千円 7.9ha
カルガモ	水稲	120千円 0.4ha
カラス	青刈りトウモロコシ	128千円 0.2ha
カワウ	ヤマメ、ウグイ	300千円 400kg
アオサギ	ヤマメ、ウグイ	200千円 250kg
ハクビシン	カボチャ、トウモロコシ	100千円 0.5ha
ダイサギ	ヤマメ、ウグイ	20千円 20kg
コサギ	ヤマメ、ウグイ	20千円 20kg
アナグマ	カボチャ、トウモロコシ	20千円 0.1ha
農産物被害合計		1,500千円 9.1ha
水産物被害合計		540千円 690kg
合 計		2,040千円

(2) 被害の傾向

① イノシシの被害

イノシシの被害は町内一円で発生し、水稲(7月～10月)、馬鈴薯(3月～6月)などの食害が発生している。また、原子力発電所事故に伴う捕獲活動の低下により個体数の増加が認められ、水田の畦畔の掘り起こしや家畜飼料の食い荒らしなどの農作物以外の被害も年々増加傾向にある。

② カルガモの被害

カルガモによる被害は、町内一円で発生し、田植期(5月上旬)から6月上旬にかけて、食害や倒伏等の被害が発生している。また、近年、飛来数が増加する傾向にあり、被害面積が年々拡大している。

③ カラスの被害

カラスによる被害は、町内一円で発生し、4月から5月にかけて青刈りトウモロコシなどの飼料作物の食害が発生しており、被害面積が年々拡大する傾向にある。

④ カワウの被害

カワウによる被害は、町内を流れる鮫川及びその支流において、放流したヤマメ・ウグイの食害が発生している。近年、飛来数の増加にともない被害量が増加する傾向が見られる。

なお、ヤマメの稚魚は毎年6月に100kg程度、ウグイの稚魚は10月に130kg程度放流しており、被害は一年を通して発生している。

⑤ アオサギの被害

アオサギによる被害は、町内の養魚池で飼育しているヤマメ・ウグイの食害が発生している。近年、飛来数の増加にともない被害量が増加する傾向が見られる。

⑥ ハクビシンの被害

ハクビシンによる被害は、町内一円で発生し、5～6月にかけてカボチャ、トウモロコシなどの飼料作物の食害が発生しており、被害面積が年々拡大する傾向にある。

⑦ ダイサギの被害

ダイサギによる被害は、町内の養魚池で飼育しているヤマメ・ウグイの食害が発生している。近年、飛来数の増加にともない被害量が増加する傾向が見られる。

⑧ コサギの被害

コサギによる被害は、町内の養魚池で飼育しているヤマメ・ウグイの食害が発生している。近年、飛来数の増加にともない被害量が増加する傾向が見られる。

⑨ アナグマの被害

アナグマによる被害は、町内一円で発生し、5～6月にかけてカボチャ、トウモロコシなどの飼料作物の食害が発生しており、被害面積が年々拡大する傾向にある。

(3) 被害の軽減目標

イノシシ

指標	現状値(平成26年度)	目標値(平成30年度)
農作物被害額	1,132千円	566千円
農作物被害面積	7.9ha	4.0ha

カルガモ

指標	現状値(平成26年度)	目標値(平成30年度)
農作物被害額	120千円	60千円
農作物被害面積	0.4ha	0.2ha

カラス

指標	現状値(平成26年度)	目標値(平成30年度)
農作物被害額	128千円	64千円
農作物被害面積	0.2ha	0.1ha

カワウ

指標	現状値(平成26年度)	目標値(平成30年度)
水産物被害額	300千円	150千円
水産物被害量	400kg	200kg

アオサギ

指標	現状値(平成26年度)	目標値(平成30年度)
水産物被害額	200千円	150千円
水産物被害量	250kg	160kg

ハクビシン

指標	現状値(平成26年度)	目標値(平成30年度)
農作物被害額	100千円	80千円
農作物被害面積	0.5ha	0.4ha

ダイサギ

指標	現状値(平成26年度)	目標値(平成30年度)
水産物被害額	20千円	10千円
水産物被害量	20kg	10kg

コサギ

指標	現状値(平成26年度)	目標値(平成30年度)
水産物被害額	20千円	10千円
水産物被害量	20kg	10kg

アナグマ

指標	現状値(平成26年度)	目標値(平成30年度)
農作物被害額	20千円	10千円
農作物被害面積	0.1ha	0.05ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 古殿町鳥獣被害対策実施隊を設置し捕獲を実施している。 捕獲手段は、銃器、わなを使用している。なお、イノシシのくくりわなについては、町が実施隊に貸与している。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化等により、狩猟者が減少し、捕獲の担い手育成が急務となっている。 被害の増加に伴い捕獲の出動要請が増加し、従来の捕獲体制では対応が困難になってきている。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 農家個人による電気柵やネット等の設置による取組が行われている。 被害地区において古殿町鳥獣被害対策実施隊と地域住民による追い払い活動を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 後継者不足により、防護柵設置及び管理に対する人員確保が課題である。

(5) 今後の取組方針

鳥獣による農作物及び水産物の被害は、年々増加しており、特に、イノシシによる被害が増加している。その対策として、以下のことに取り組む。また、イノシシの個体数調整については、有害捕獲、狩猟等により実施する。

- ① 箱わなやくくりわなの捕獲機材及び無線機等を導入するとともに、捕獲技術の向上を目的とした研修会等を実施し、効率的な捕獲方法の確立を目指す。
- ② 古殿町鳥獣被害対策実施隊は高齢化や狩猟免許取得者が減少し、隊員の確保が難しい状況にあるため、狩猟免許取得に関する支援等を行い有害鳥獣捕獲の担い手の育成を図る。また、鳥獣被害防止関係者が連携し、対象鳥獣ごとに被害の実態調査及び解析を実施するとともに、総合的な被害防止対策を講ずる。今後は広域的な取組も視野に入れる。
- ③ 古殿町鳥獣被害対策実施隊と地域住民との連携により被害地区のパトロールや追い払いを実施する。また、被害が大きい地区を中心に電気柵等の設置を推進する。
- ④ 地域住民が自ら農作物を守る意識とともに、住民が主体となって被害防止対策が講じられるよう啓発を図るなど、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会石川支部古殿分会からの推薦を受けた者を古殿町長が実施隊員として任命し、古殿町鳥獣被害対策実施隊を編成している。捕獲については、古殿町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
28	イノシシ カルガモ カラス カワウ アオサギ ハクビシン ダイサギ コサギ アナグマ	① 広報誌等を通じて、住民に対し狩猟に関する理解を促すとともに、狩猟免許試験についても情報提供を行い、免許取得に向けた研修会を開催する。 ② 箱わな、くくりわな及び無線機等の捕獲機材を導入する。
29	イノシシ カルガモ カラス カワウ アオサギ ハクビシン ダイサギ コサギ	① 広報誌等を通じて、住民に対し狩猟に関する理解を促すとともに、狩猟免許試験についても情報提供を行い、免許取得に向けた研修会を開催する。 ② 箱わな、くくりわなによる捕獲技術の向上を目的とした研修会を開催する。

	アナグマ	
30	イノシシ カルガモ カラス カワウ アオサギ ハクビシン ダイサギ コサギ アナグマ	① 広報誌等を通じて、住民に対し狩猟に関する理解を促すとともに、狩猟免許試験についても情報提供を行い、免許取得に向けた研修会を開催する。 ② 箱わな、くくりわなによる効率的な捕獲技術の実証を行う。 ③ 捕獲技術の実証後、研修会を開催する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等設定の考え方
福島県第11次鳥獣保護事業計画及び福島県特定鳥獣保護管理計画(イノシシ、カワウ)に基づく基準により設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	28年度	29年度	30年度
イノシシ	第11次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 100頭	第11次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 100頭	第11次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 100頭
カルガモ	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽
カラス	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽
カワウ	第11次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽	第11次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽	第11次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽
アオサギ	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画に基づく	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画に基づく	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画に基づく

	基準による。 捕獲目標 10羽	基準による。 捕獲目標 10羽	基準による。 捕獲目標 10羽
ハクビシン	福島県第11次鳥獣保護 管理事業計画に基づく 基準による。 捕獲目標 10羽	福島県第11次鳥獣保護 管理事業計画に基づく 基準による。 捕獲目標 10羽	福島県第11次鳥獣保護 管理事業計画に基づく 基準による。 捕獲目標 10羽
ダイサギ	福島県第11次鳥獣保護 管理事業計画に基づく 基準による。 捕獲目標 2羽	福島県第11次鳥獣保護 管理事業計画に基づく 基準による。 捕獲目標 2羽	福島県第11次鳥獣保護 管理事業計画に基づく 基準による。 捕獲目標 2羽
コサギ	福島県第11次鳥獣保護 管理事業計画に基づく 基準による。 捕獲目標 2羽	福島県第11次鳥獣保護 管理事業計画に基づく 基準による。 捕獲目標 2羽	福島県第11次鳥獣保護 管理事業計画に基づく 基準による。 捕獲目標 2羽
アナグマ	福島県第11次鳥獣保護 管理事業計画に基づく 基準による。 捕獲目標 2羽	福島県第11次鳥獣保護 管理事業計画に基づく 基準による。 捕獲目標 2羽	福島県第11次鳥獣保護 管理事業計画に基づく 基準による。 捕獲目標 2羽

捕獲等の取組内容
<p>1 捕獲手段</p> <p>(1) イノシシ 箱わな、くくりわな及び銃器による。</p> <p>(2) カルガモ 銃器による。</p> <p>(3) カラス 銃器による。</p> <p>(4) カワウ 銃器による。</p> <p>(5) アオサギ 銃器による。</p> <p>(6) ハクビシン 箱わな及び銃器による。</p> <p>(7) ダイサギ 銃器による。</p> <p>(8) コサギ 銃器による。</p> <p>(9) アナグマ 箱わな及び銃器による。</p> <p>2 捕獲時期</p> <p>農作物被害が多発する4月～11月にかけて重点的に実施する。</p> <p>3 捕獲場所</p> <p>被害が大きい地区について、古殿町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら、重点的に実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	28年度	29年度	30年度
イノシシ	電気柵の設置 30,000m	電気柵の設置 30,000m	電気柵の設置 30,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
28	イノシシ	○電気柵の設置及び管理に関する研修会を開催するとともに、地域における侵入防止柵の機能向上の支援を行う。 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	カルガモ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○花火等による追払いを実施する。
	カラス	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネット等被害対策の効果を検討する。
	カワウ	○テグス張りによる被害防止を行う。 ○花火による追払いを実施する。 ○飛来数の把握など生息状況の調査を実施する。
	アオサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネットの設置等を推進する。
	ハクビシン	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	ダイサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	コサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	アナグマ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
29	イノシシ	○電気柵の設置及び管理に関する研修会を開催するとともに、地域における侵入防止柵の機能向上の支援を行う。 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	カルガモ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。

		○花火等による追払いを実施する。
	カラス	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネット等の対策技術の実証を行う。
	カワウ	○テグス張りによる被害防止を行う。 ○花火による追払いを実施する。 ○飛来数の把握など生息状況の調査を実施する。
	アオサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネットの設置等を推進する。
	ハクビシン	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	ダイサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	コサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	アナグマ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
30	イノシシ	○電気柵の設置及び管理に関する研修会を開催するとともに、地域における侵入防止柵の機能向上の支援を行う。 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	カルガモ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○花火等による追払いを実施する。
	カラス	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネットの設置等を推進する。
	カワウ	○テグス張りによる被害防止を行う。 ○花火による追払いを実施する。 ○飛来数の把握など生息状況の調査を実施する。
	アオサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネットの設置等を推進する。
	ハクビシン	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	ダイサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	コサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	アナグマ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。

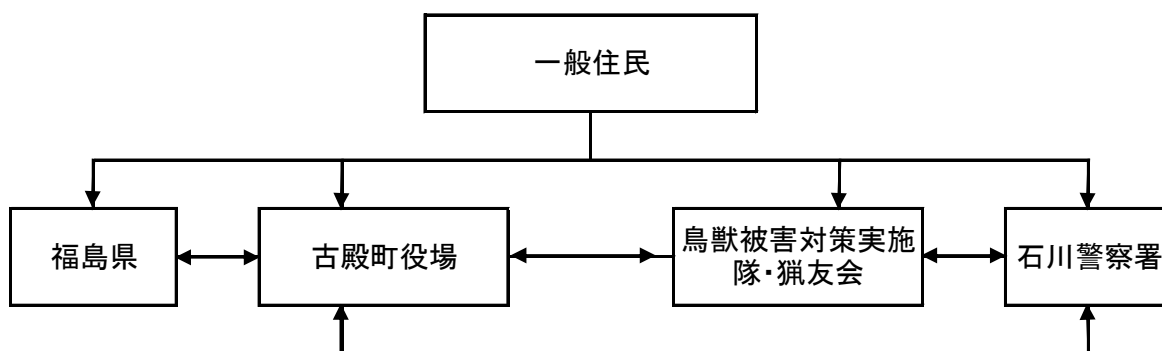
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそ

れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
古殿町役場	事務局を担当し、広報無線等により、住民へ周知するとともに、県及び警察、古殿町鳥獣被害対策実施隊等と連携した対応を図る。
福島県猟友会石川支部 古殿分会	町と連携し、有害鳥獣に関する情報提供を行う。
古殿町鳥獣被害対策実施隊	町と連携し、有害鳥獣に関する情報提供及び有害鳥獣の捕獲を実施する。
石川警察署	町と連携し、有害鳥獣に関する情報提供と助言及び指導、住民の避難誘導等を行う。
福島県県中地方振興局 (県民環境部)	町と連携し、有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	古殿町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
古殿町	事務局を担当し協議会に関する連絡及び調整を行う。
福島県猟友会石川支部古殿分会	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
古殿町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連の情報提供及び有害鳥獣捕獲を実施する。
夢みなみ農業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導する。

ふくしま中央森林組合 石川岩瀬事業所	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
古殿町農業委員会	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供及び保護に関する業務を行う。
古殿町行政区長会	被害地域の住民代表として、情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
石川警察署	狩猟等に関する助言及び指導並びに情報提供を行う。
福島森林管理署白河支署 大原森林事務所	国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島森林管理署白河支署 横川森林事務所	国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県県中地方振興局 (県民環境部)	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言並びに指導を行う。
福島県県中農林事務所 (農業振興普及部)	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 (須賀川農業普及所)	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
ふくしま中央森林組合 石川事業所	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
鮫川漁業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年4月1日に設置。隊員25名(全員有資格者・対象鳥獣捕獲員に任命)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

--

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし
